

【目次】

1. 政府からのお知らせ
 - 公益法人が実施する助成事業等におけるマイナポータル API の活用について
2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
 - 不当寄附勧誘防止法に係る説明会の開催について（再掲）
 - 収支相償についての指導に関する通報窓口の設置について（再掲）

1. 政府からのお知らせ

■公益法人が実施する助成事業等におけるマイナポータル API の活用について

公益法人で奨学金事業などの助成事業等を実施する法人におかれましては、募集・審査等の過程で、申請者の所得情報等を書類等で証明・提出いただいている場合があるのではないかと思います。

このように、法人が事業を実施する中で、申請者等から求めている情報について、法人が運用する申請者用のオンラインシステムと「マイナポータル API（自己情報取得 API）」を連携させることにより、所得確認対象者の自己情報（所得情報等）をシステム上で取得することが可能となり、添付書類を省略することが可能となる場合があります。

本メールは、マイナポータル API との連携を求めるものではなく、業務効率化の一つの選択肢をお示ししているものであり、各法人における事業の実施態様、システム改修等にかかる予算等の事情を勘案し、法人にとって最適な選択肢を検討する際の一助としていただければと存じます。

マイナポータル API との連携を検討されるにあたり留意すべき事項は以下の通りです。

1 マイナポータル API から取得できる情報が、法人の事業に必要な情報として十分なものとなっているか。

マイナポータル API との連携により取得できる情報は以下の仕様公開サイトに掲載されていますので、ご確認ください。

【取得可能情報一覧】 <https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/infolist.html>

2 マイナポータル API の利用規約を確認し、それに沿った利用方法を検討する必要があります。

【仕様公開サイト】 <https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/index.html>

3 マイナポータル API の利用に当たっては、デジタル庁担当部署の承諾が必要となります。その際に、セキュリティ等の観点から審査を受ける場合があります。

マイナポータル API 利用に当たっての不明点は、マイナポータル API 仕様公開サイトから問合せをすることが可能です。

上記の留意点等を踏まえ、ご検討いただけますと幸いです

2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■ 不当寄附勧誘防止法に係る説明会の開催について（再掲）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

この度、消費者庁から、寄附を募る法人等が不当な寄附勧誘について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、全国3か所（大阪府、福岡県、東京都）において不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催するとの連絡がありました。東京会場においては、オンラインで参加することも可能とのことです。

公益認定法17条において寄附者等の利益を不当に害するおそれのある行為等、寄附の募集に関する禁止行為が規定されており、公益法人の皆様におかれましては、当該規定を遵守していただくことで特段の問題はないと存じますが、不当寄附勧誘防止法は公益法人も適用の対象となります。寄附は公益法人の重要な原資であり、公益法人の皆様におかれましては、この機会に是非説明会に参加し、不当寄附勧誘防止法に対する理解を深め、法令を遵守した適切な寄附活動を推進していただければ幸いです。参加を御希望される方は、【事前予約制】となっておりますので、以下のウェブサイトからお申し

込みください。

○不当寄附勧誘防止法説明会ウェブサイト

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/036035/>

【開催概要】

・大阪会場

日時：2024年2月14日（水）16:00～18:00

場所：毎日インテシオ 4階（大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5）

基調講演登壇者：弁護士本村健太郎 氏

・福岡会場

日時：2024年2月29日（木）14:00～16:00

場所：福岡商工会議所（福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目9-28）

基調講演登壇者：弁護士本村健太郎 氏

・東京会場

日時：2024年3月6日（水）16:00～18:00

会場：時事通信ホール（東京都中央区銀座5丁目15-8） ※オンラインでも参加可

能

基調講演登壇者：弁護士八代英輝 氏

また、不当寄附勧誘防止法に係るポスターも作成されており、イラストで配慮義務や禁止行為の内容をわかりやすく確認することができます。

本ポスターのPDFファイルにつきましては、以下の消費者庁ウェブサイトからダウンロードいただけますので、印刷して掲示いただくなど是非御活用ください。

○不当寄附勧誘防止ポスター（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

<問合せ先>

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

Tel：03-3507-8800（代表）

■収支相償についての指導に関する通報窓口の設置について（再掲）

収支相償については、これまでの本メールマガジンにおいても、以下のとおり周知を行ってまいりました。

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

しかしながら、一部法人からは、「収支相償に関して、毎年度、赤字を出し続けることが困難」といった声が上がっていると認識しています。

各公益法人におかれましては、あらためて上記内容をご確認いただくとともに、行政庁から中長期での収支の均衡を考慮することなく「単年度であっても黒字を出してはいけない（毎年度、必ず赤字でなければならない）」旨の指導を受けているということがありましたら、以下のメールアドレス宛に情報提供ください。

内閣府において事実確認をいたします。

○収支相償についての指導に関する通報窓口

koeki_kaikei.j7w@cao.go.jp

※ご提供いただいた方の情報については、第三者に提供いたしません。

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。